

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組みませんか？

キャリアアップ助成金 (賞与・退職金制度導入コース)

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、
支給または積み立てを実施した事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 就業規則または労働協約の定めるところにより、その雇用する全ての有期雇用労働者等に関して、賞与もしくは退職金制度またはその両方を新たに設けた事業主であること
2. 1. の制度に基づき、対象労働者1人あたり次に掲げるいずれかまたは両方に該当する事業主であること
 - (1) 賞与については、6ヵ月分相当として5万円以上支給した事業主
 - (2) 退職金については、1ヵ月分相当として3,000円以上を6ヵ月分または6ヵ月分相当として1万8,000円以上積み立てした事業主であること
3. 1. の制度を全ての有期雇用労働者等に適用させた事業主であること
4. 1. の制度を初回の賞与の支給または退職金の積み立て後6ヵ月以上運用している事業主であること
5. 1. の制度の適用を受ける全ての有期雇用労働者等について、適用前と比べて基本給および定額で支給されている諸手当を減額していない事業主であること
6. 支給申請日において賞与もしくは退職金制度またはその両方を継続して運用している事業主であること
7. その他、一定の条件を満たしていること

受給内容

1. 賞与または退職金制度を新たに設け、適用した場合
40万円(30万円)
2. 賞与および退職金制度を同時に新たに設け、適用した場合
56万8,000円(42万6,000円)

※ () 内は大企業に対する助成額

※ 1事業所あたり1回のみ

取り扱い機関

都道府県労働局、公共職業安定所